

平成16年度 I T 政策大綱

～ 日本発の新 I T 社会を目指して ～

平成15年8月

総務省

平成16年度 IT政策大綱

～ 日本発の新IT社会を目指して ～

平成16年度 IT政策大綱 ～日本発の新IT社会を目指して～ 〔概要〕

平成16年度 IT政策大綱 ～日本発の新IT社会を目指して～

- ・ IT政策の現況
- ・ 日本発の新IT社会の構築
- ・ 平成16年度の重点分野

平成16年度 IT政策大綱

～ 日本発の新IT社会を目指して ～

〔概要〕

1. IT政策の現況

(1) 総務省は、1980年代から ①DSL開放ルール整備等の競争政策、②光ファイバーの全国整備等の振興政策、③研究開発や標準化活動等の技術政策に積極的に取り組んできた。

(2) この結果、ここ2～3年で日本のIT利用環境は大きく改善し、世界一安くて速いインフラ環境が実現した。

⇒ インフラ面では「2005年までに世界最先端のIT国家を実現」とするe-Japan戦略の目標を、予定より早く実現。

【参考】

- ・利用可能数(2003年) DSL:3,500万世帯、CATV:2,300万世帯、FTTH:1,680万世帯
※2001年のe-Japan戦略の目標:2005年までに高速3,000万世帯、超高速1,000万世帯
- ・ブロードバンド料金 日本:0.18、韓国:0.29、米国:2.86 (100Kbpsあたりの1ヶ月の料金(ドル))
- ・インターネットの世帯普及率 81.4% (2002年末)
- ・ブロードバンドサービス加入数 1,093.9万件
内訳[DSL:825.7万件、CATV:222.4万件、FTTH:45.8万件]

(2003年6月末)

2. 日本発の新IT社会の構築

利活用面でも2005年までに世界最先端のIT国家を実現し、2005年以降もそれを維持していく必要がある。

(1) 今後は、①ITの本格的な利用拡大と、②世界を先導する段階へIT政策を移行すべき。

(2) 我が国の特徴・強さを生かした国民、利用者のための「日本発の新IT社会」を産学官が連携して創出し、世界にモデルとして発信していくべき。

【参考】 我が国の特徴・強さの例

①携帯端末(ワイヤレス、モバイル技術)

②情報家電

③デジタルテレビ端末

④IPv6

⑤光技術

⑥アニメ・ゲーム

⑦カーナビ

なお、新しいものを受け容れる柔軟な国民性も強みの一つ

(3) 「日本発の新IT社会」を実現するためのIT政策の推進

我が国の得意分野を活かしたアプリケーションの開発やインフラの高度化を進め、アジアをはじめとする国際展開に発展させる必要がある。

我が国の特徴・強さの例

①携帯端末

②情報家電

③デジタルテレビ端末

④IPv6

⑤光技術

⑥アニメ・ゲーム

⑦カーナビ

など

利活用

得意分野を活かした戦略

インフラ

アプリケーションの開発

- 電子タグ等の高度利活用の推進
- 多様なコンテンツの創造と流通促進
- 電子政府・電子自治体の推進

有機的な連携

ユビキタスネットワークの実現

- セキュリティの確保
- ワイヤレスブロードバンドの活用

放送ネットワークのデジタル化

- インターネットとデジタルテレビの連携推進

インフラの高度化

「アジア・ブロードバンド計画の推進」
アジアをはじめとする国際展開

「日本発の新IT社会」を世界へ発信

3. 平成16年度の重点分野

(1) ユビキタスネットワークの実現

ユビキタスネットワーク基盤技術の研究開発、電子タグ等の高度利活用推進、テストベッド整備等による研究開発・実証実験推進、IPv6化の推進等インターネットの高度化への取組

(2) 放送のデジタル化の推進

アナログ周波数変更対策の着実な実施や周知広報の徹底などによる地上放送のデジタル化の推進、BSアナログ放送からBSデジタル放送への円滑な移行の推進、ケーブルテレビのデジタル化への支援、高度放送システムの研究開発、地方公共団体における地上デジタル放送の活用の推進

(3) コンテンツの流通促進

コンテンツ制作・流通市場形成のための環境整備、アーカイブ化されたコンテンツのネットワーク流通やWeb情報のアーカイブ化などデジタル資産の高度活用による文化創造

(4) セキュリティ戦略の総合的推進

ネットワークセキュリティ基盤技術の形成推進、通信事業者における情報セキュリティ対策実施の促進、セキュリティ人材育成、情報セキュリティに関する周知・啓発活動推進等

(5) ワイヤレスブロードバンド環境の構築

無線LAN等による高速ネットワーク実現に向けた広帯域周波数の開放と自由な事業展開の推進のための電波開放戦略、第4世代移動通信システム、ITS、超高速無線LAN等の次世代ワイヤレスシステムの開発・導入促進及びモバイルIP電話の高度化等

(6) 国際的取り組みの強化

「アジア・ブロードバンド計画」の着実な推進、世界情報社会サミット(W SIS)への貢献、「沖縄国際情報特区構想」の推進

(7) 電子政府・電子自治体の推進

「電子政府構築計画」に基づく利用者本位の行政サービスの提供と簡素で効率的な政府実現に向けた取組、消防防災分野の情報化等

(8) その他の重要事項

① 研究開発の推進

ネットワーク・ロボット技術等のヒューマンインターフェース技術の研究開発、ブレイクスルーのための基礎・融合研究開発、戦略的情報通信研究開発推進制度の推進、大容量衛星間通信システムの研究開発、標準化活動の推進

② 宇宙通信・測位基盤の高度化推進

ビル陰等に影響されない高品質の通信・放送・測位サービスの提供を可能とする準天頂衛星システムの研究開発等

③ ネットワークの整備推進

事業者のより柔軟な事業活動を可能とする競争環境の整備、地域公共ネットワークや移動通信用鉄塔施設等の整備促進、関連技術開発の推進

④ ITベンチャーの創出

創業後間もないITベンチャーに対し官民協調による重点的な資金供給、技術力の高いITベンチャーからの政府調達
の拡大等

⑤ 人材育成

人材育成、テレワーク・SOHOの推進

⑥ 情報バリアフリー化の推進

地域における高齢者、障害者のIT利用を総合的にサポートする体制の整備、高齢者・障害者向けの通信・放送サービスの充実等

⑦ 消費者支援の推進

消費者向けの情報提供とトラブル解決のための仕組みの充実、消費者保護のためのルール整備の
促進、電気通信事業分野におけるプライバシー保護

平成16年度 I T 政策大綱

～ 日本発の新 I T 社会を目指して ～

目次

． I T 政策の現況	1
． 日本発の新 I T 社会の構築	3
． 平成 1 6 年度の重点分野	5
(参考) 各論	9
1 ． ユビキタスネットワーク社会の実現	9
2 ． 放送のデジタル化の推進	10
3 ． コンテンツの流通促進	12
4 ． セキュリティ戦略の総合的推進	14
5 ． ワイヤレスブロードバンド環境の構築	15
6 ． 国際的取り組みの強化	17
7 ． 電子政府・電子自治体の推進	19
8 ． その他の重要事項	23
8 - 1 ． 研究開発の推進	23
8 - 2 ． 宇宙通信・測位基盤の高度化推進	24
8 - 3 ． ネットワーク環境の整備促進	24
8 - 4 ． I T ベンチャーの創出	26
8 - 5 ． 人材育成	27
8 - 6 ． 情報バリアフリー化の推進	28
8 - 7 ． 消費者支援の推進	288

平成 16 年度 I T 政策大綱

～ 日本発の新 I T 社会を目指して ～

I T 政策の現況

1. 2 ～ 3 年前の状況

現在では、高速インターネットの定額料金制・常時接続が一般的となつてきており、国民の間に浸透してきていると言えるが、2 ～ 3 年前のインターネットの利用は、現在のような定額料金制の常時接続サービスの利用は稀であり、通信料金も非常に高く、また伝送速度も音声を送れる程度の低速のサービスが中心であった。

例えば、1999 年では、インターネットの人口普及率は 13.4% と国民の 1 割強にとどまり、アイスランド(45.0%)、フィンランド(35.0%)、スウェーデン(33.0%)、米国(30.0%)などの北欧、北米の諸国と比べると非常に低いものであった。

また、ブロードバンドの普及においても、例えば 2000 年において、我が国の DSL が 11.2 万契約であったのに対し、米国では既に 95 万契約という状況であった。

このように、2 ～ 3 年前までは、インターネットの利用者、特にブロードバンドのインターネットの利用者は少数であり、我が国の I T 利用環境は欧米と比べて遅れた状況であった。

2. 現在の状況

現在では、インフラ面での DSL やケーブルインターネット、FTTH などの高速・超高速インターネットの整備は、2001 年の「e - J a p a n 戦略」に掲げた接続可能な世帯数の目標(2005 年において高速インターネット(DSL、ケーブルインターネット等)3000 万世帯、超高速インターネット(FTTH)1000 万世帯)を予定より早く上回って進んでおり、DSL で 3,500 万世帯、ケーブルインターネットで 2,300 万世帯、FTTH で 1,680 万世帯が、既に参加可能な環境となっている。

また、料金面でも常時接続料金で世界的に最も低廉な水準を実現するに至っており、2003 年に国際電気通信連合(ITU)で提出された調査によれ

ば、ブロードバンド通信の料金の安さと速さの総合評価で我が国は世界最低廉という評価も受けているところである。

3. 政策展開

このような状況の変化の背景に、積極的な政策展開があげられる。総務省においては、1980年代から競争政策や振興政策、技術政策等の諸施策を一体的に展開してきた。競争政策においては、1985年の市場自由化以降一貫して公正競争の推進を図り、近年では2000年9月にDSLの、2001年4月には光ファイバの開放ルールを整備し、2001年6月には電気通信事業法を改正して非対称規制を導入、さらには2003年7月に電気通信事業法を改正し、第一種電気通信事業者及び第二種電気通信事業者の事業区分の廃止などインターネット時代に対応した新たな競争の枠組みを整える等、制度の見直しを通じて競争環境の整備を進めてきたところである。

また、光ファイバ網整備への支援や電気通信格差是正事業等、早くからインフラ整備への取組を進め、近年では学校インターネットの推進、放送デジタル化、ITベンチャー支援等の諸施策を通じ、インフラ整備や情報通信ビジネスの支援等の振興政策にも積極的に取り組んできた。さらに、ギガビットネットワークや情報家電の研究開発、第3世代携帯電話の国際標準化活動に代表されるような技術政策の推進も大きな役割を果たしたものと考えられる。

このように、第一段階の成功の要因として、民間における積極的な取組があったことは言うまでもないが、情報通信行政における積極的な取組による後押しが大きな役割を果たしたと考えられ、今後の新しい展開においても、政策面での適切な対応が望まれるものである。

なお、2001年には高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)が設置され、政府一体となった政策展開にも取り組んでいる。IT戦略本部では、世界各国がIT基盤構築などを国家戦略として集中的に進めようとしている一方で、我が国のインターネット網が低速で非効率な音声電話網の上に作られていることや通信料金が従量制になっていることを踏まえ、「2005年までに世界最先端のIT国家実現」を目標とし、4つの柱(超高速ネットワークインフラ整備及び競争政策、電子商取引ルールと新たな環境整備、電子政府の実現、人材育成の強化)からなる「e-Japan戦略」を2001年1月に策定し、戦略的かつ一体的な政策展開が図られている。

1．利活用の本格的な拡大の段階へ

このようにインフラ面の整備は着実に進展し、世界最先端レベルを既に実現しつつあるが、実際にその整備されたインフラが利用されている状況を見ると、2003年6月末現在、実利用数は、DSL 825.7万件、ケーブルインターネット 222.4万件、FTTH 45.8万件であり、これを加入可能数に占める割合で見ると、それぞれ23.6%、9.8%、2.7%にとどまり、未だ十分とはいえない状況にある。

したがって、利活用の面でも2005年までに世界最先端レベルの実現を目指し、インフラと利活用の両面において、2005年以降もこれを維持していくことが必要となってくる。

このためには、これまでインフラの整備を中心に進められてきた第一段階から、本格的な利用拡大を目指す第二段階に政策を推し進め、さらには欧米等のIT先進国にキャッチアップする段階から、世界を先導するフロントランナーの役割を果たす段階を目指し、この新しい段階に応じたIT政策へ移行させていく必要がある。

2．我が国の特徴・強みを生かした戦略

IT分野において最も競争力のあると考えられる米国では、2000年の3月頃をピークにITバブルが崩壊し、2001年以降だけで50社を超える通信事業者が破産法の適用を申請しており、中でも2002年7月のワールドコム(現MCI)の破綻は記憶に新しいところである。

また、欧州においても、電波オークションによる落札価格の高騰により、企業やユーザに大きな負担を与えていると言われ、高騰したライセンス料のため、2002年に、欧州全体で通信事業者は1000億ドル近くの負担をしたとも言われている。

以上を踏まえ、我が国として新しい段階に応じたIT政策を実現するためには、単なる欧米追従ではない日本の特徴・強みを生かした戦略をとる必要がある。

情報通信技術において、我が国の他の諸外国に比べて優位性を持つ分野としては、(1)携帯端末(ワイヤレス、IP技術)、(2)情報家電、(3)デジタルテレビ端末、(4)IPv6、(5)光技術、(6)アニメ・ゲーム、(7)カーナビ等が挙げられる。また、カーナビ、携帯電話の急速な普及の例に見られるように、新しいものを素早く受け容れる柔軟な国民性も、我が国の強みの一つと考えられる。

我が国としては、このような技術的に優位な分野や日本人の国民性等を生かし、戦略的にメリハリのある資源配分や集中投資を行い、国民、利用者のための「日本発の新IT社会」を産学官が連携して創出し、世界にモデルとして発信していくことが重要である。

3. 「日本発の新IT社会」を実現するためのIT政策の推進

このような「日本発の新IT社会」を実現するためのIT政策としては、我が国の得意分野を生かしたアプリケーションの開発を進めることによって利活用の積極的な拡大を図り、また同時に世界最先端レベルに達しつつあるインフラの更なる高度化を継続的に推進し、アプリケーションとインフラの有機的な連携を発展させていく必要がある。

「アプリケーションの開発」としては、研究開発や実用化で我が国が優位を占める電子タグ等の高度技術の利活用を進めると共に、多様なメディアで利用されるコンテンツの創造や流通を促す環境整備を図り、また、アプリケーションの起爆剤の一つとして期待される電子政府や電子自治体を積極的に推進することが鍵となる。

「インフラの高度化」としては、次世代のインフラの核となるユビキタスネットワークの実現に向けた研究開発を進めつつ、このネットワークの基礎的な技術となるセキュリティの確保やワイヤレスブロードバンドの活用を総合的に展開することが必要である。また、地上放送等の放送ネットワークのデジタル化を着実に推進し、インターネットとデジタルテレビによる連携の推進を促すことが重要である。

以上のように、アプリケーションとインフラの有機的な連携を発展させていく中で、「アジア・ブロードバンド計画」の着実な実施等を通じてアジア諸国をはじめとする国際展開に発展させ、IT分野における日本の国際貢献を推進していくことが、我が国の将来戦略として不可欠となってくる。

これらの総合的かつ戦略的な政策展開によって多くの成功モデルを自ら創出し、世界を先導する「日本発の新IT社会」を発信していくことが今後のIT政策の大きな目標となる。

．平成16年度の重点分野

1．総務省としては、以上のような基本認識のもと、利用の拡大へのシフトという新しい段階に入ったIT戦略を推進するため、平成16年度は、以下の分野を重点分野として、IT関連施策を推進していく。

- (1) ユビキタスネットワーク社会の実現
- (2) 放送のデジタル化の推進
- (3) コンテンツの流通促進
- (4) セキュリティ戦略の総合的推進
- (5) ワイヤレスブロードバンド環境の構築
- (6) 国際的取り組みの強化
- (7) 電子政府・電子自治体の推進
- (8) その他の重要事項
(研究開発の推進、 宇宙通信・測位基盤の高度化推進、 ネットワークの整備促進、 ITベンチャーの創出、 人材育成、 情報バリアフリー化の推進、 消費者支援の推進)

2．各重点分野の概要は、以下のとおりである。

(1) ユビキタスネットワーク社会の実現

IT社会が利用の拡大の段階を迎えることとなると、ネットワークが国民利用者にとって使いやすく役に立つものであることがますます重要となる。とりわけ、人と人、人とモノ、モノとモノがつながり、いつでもどこでもネットワーク利用が可能となるユビキタスネットワーク社会の実現が期待されている。

このようなユビキタスネットワーク社会の実現に向けて、ユビキタスネットワーク基盤技術の研究開発、電子タグ等の高度利活用を推進するとともに、テストベッドの整備等を行い、これを活用しつつ、基盤技術・利活用技術の研究開発や実証実験を推進する。また、IPv6化の推進等インターネットの高度化に取り組む。

(2) 放送のデジタル化の推進

放送のデジタル化を推進することにより、家庭のテレビがIT社会へのゲートウェイになり、国民に多大なメリットをもたらす多様なサービスを、全家庭において身近で簡便に利用できるようになることが期待されている。

このため、デジタル放送への円滑な移行に向けて、アナログ周波数変更対策の着実な実施、デジタル化のメリット、スケジュール等についての国民への周知広報を徹底するなどにより、地上放送のデジタル化を推進する。また、BSアナログ放送からBSデジタル放送への円滑な移行を推進し、ケーブルテレビのデジタル化への支援に取り組むほか、放送のデジタル化に対応した高度放送システムの研究開発、地方公共団体における地上デジタル放送の活用を推進する。

(3) コンテンツの流通促進

整備が進むブロードバンドインフラを活用したコンテンツ流通市場の形成によるコンテンツビジネスの活性化、豊かで多様なコンテンツの利活用環境の実現による新たな価値創造の促進が期待されている。

このため、放送番組を始めとするコンテンツのブロードバンド配信に不可欠となる技術の標準化やルール整備に向けた実証実験に取り組むとともに、文化遺産情報等のアーカイブコンテンツの利活用の推進、地域での多様なコンテンツ制作・流通の促進を行う。また、インターネット時代の知的生産物であるWeb情報の効率的なアーカイブ化の実現に向けて、技術標準化等を目指した実証実験に取り組む。

(4) セキュリティ戦略の総合的推進

ネットワークのブロードバンド化の進展を背景に、インターネットは社会経済活動に深く広く浸透し、あらゆる企業・個人等の活動を支える基盤となっており、その意義は今後も加速度的に拡大することが予想される。

このため、ネットワークセキュリティ基盤技術の形成を推進するとともに、通信事業者における情報セキュリティ対策実施の推進、セキュリティ人材の育成、情報セキュリティに関する周知・啓発活動の推進等に取り組む。

(5) ワイヤレスブロードバンド環境の構築

ワイヤレスブロードバンド環境の構築は、ユビキタスネットワーク

社会の実現のために不可欠であり、普及が急速に進んでいる無線LANに加え、第4世代移動通信システムやITS（高度道路交通システム）等新たな電波利用システムの開発・導入の促進が期待されている。

このため、無線LAN等による高速ネットワーク実現に向けた広帯域周波数の開放と自由な事業展開の推進のための電波開放戦略、第4世代移動通信システム、ITS、超高速無線LAN等の次世代ワイヤレスシステムの開発・導入の促進及びモバイルIP電話の高度化等に取り組む。

（6）国際的取り組みの強化

開発途上国等におけるデジタル・ディバイドの解消を図り、特に我が国を含めたアジアの社会・経済・文化の更なる発展等を図っていくため、アジアの多様性にも配慮しながらブロードバンドの普及と利活用を一層進めていくとともに、国連主催により2003年12月に開催される世界情報社会サミットに対して積極的な貢献を行っていくことが求められている。

このため、アジアにおけるブロードバンド環境の整備に向けて2003年3月に策定した「アジア・ブロードバンド計画」を着実に推進するとともに、世界情報社会サミットにおいて採択予定の宣言・行動計画に対する貢献を積極的に行う。

（7）電子政府・電子自治体の推進

電子政府については、その中心である行政手続のオンライン化のための基盤整備が2003年度末までにほぼ完了する。今後は、整備された基盤を活用し、国民の利便性・サービスの向上を図るとともに、IT化に対応した業務改革に重点的に取り組むことが課題となっている。

このため、「電子政府構築計画」（2003年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき利用者本位の行政サービスの提供、簡素で効率的な政府の実現に向けた取組を推進する。

電子自治体の構築についても電子政府と同様にその中心である行政手続のオンライン化のための基盤整備が2003年度末までにほぼ完了する予定である。今後は、各地方公共団体において、整備された基盤を活用し、電子自治体の構築・運用を図ることが課題となっている。

電子自治体構築の主体は地方公共団体であり、所要のシステム整備・運用、条例等制度の整備等については、地方公共団体の判断と責任において実施されることとなる。但し、「2005年に世界最先端のI

「T国家を実現」という我が国のIT戦略上の目標を達成するため、政府として必要な支援を行う必要がある。

大規模災害時等において、迅速かつ的確な災害応急活動を実施するため、国及び地方公共団体を通じた消防防災分野の情報化が必要となっている。

(8) その他の重要事項

(1)～(7)以外にも、 研究開発の推進、 宇宙通信・測位基盤の高度化推進、 ネットワークの整備促進、 ITベンチャーの創出、 人材育成、 情報バリアフリー化の推進、 消費者支援の推進などに重点的に取り組む。

(参考) 各論

1. ユビキタスネットワーク社会の実現

(1) 現状と課題

我が国のIT革命は、インフラの整備を中心とする段階から、継続的なインフラの高度化の中で本格的な利用拡大を目指す段階に入りつつある。IT社会が利用の拡大の段階を迎えることとなると、ネットワークが国民利用者にとって使いやすく役に立つものであることがますます重要となる。とりわけ、人と人、人とモノ、モノとモノがつながり、いつでもどこでもネットワーク利用が可能となるユビキタスネットワーク社会の実現が期待されているところである。

ユビキタスネットワーク社会は、国民利用者が有線・無線のインフラ、機器、コンテンツをトータルに組み合わせて利用する社会であり、モバイル、情報家電、光、IPv6、デジタルテレビの技術など我が国の特徴・強さに基盤をおく利用社会のモデルとなるものである。

このため、我が国の特徴・強さを活かしつつ、ユビキタスネットワーク社会の実現に必要な基盤技術やアプリケーション技術の研究開発を推進するとともに、ユビキタスネットワークを用いた新しい社会システムの創造に向けた実証実験を行い、その普及促進を図ることが重要な課題となっている。

(2) 具体的施策

ユビキタスネットワーク技術の研究開発の推進

ユビキタスネットワークの基盤技術の確立に向け、ネットワークに接続された極めて多くの端末を安全で、リアルタイムかつ自律的に制御・協調できるネットワーク技術の研究開発等を推進する。

電子タグの高度利活用の推進

ユビキタスネットワーク時代に多種多様な分野での高度利活用が期待されている電子タグについて、電子タグとネットワークとの融合技術等ネットワークの高度化技術やその応用技術等の研究開発を実施する。

また、電子タグの新たな周波数の確保に向け、950MHz近辺を新たな周波数の候補として実証実験を促進し、その結果を受け情報通信審議会における技術基準の審議及び電波監理審議会における省令改正の審議等を経て、所要の制度整備を実施する。

テストベッド整備等による研究開発・実証実験の推進

次世代の高速ネットワークを先導する先端技術や、超高速インターネ

ット等を活用する応用技術の研究開発・実証実験・標準化を促進するため、全国の主要拠点を結ぶ次世代の超高速、高機能な研究開発テストベッドネットワークを整備する。あわせて、ネットワークの端から端までの情報伝送処理を光領域で行うための研究開発や、現在のネットワークの1万倍の処理能力等を実現するテラビット級ネットワークの研究開発を実施する。

IPv6化の推進等インターネットの高度化

インターネット基盤全体のIPv4からIPv6への円滑な移行を実現するため、地方自治体、企業ユーザ、家庭ユーザ等から構成されるネットワークによりモデル実証実験を行い、ネットワーク運用上の課題の解決を図るとともに、各主体に最適な移行モデルを策定する。また、国際的なIPv6への移行を促進するため、本実証実験で得られたIPv6への移行ノウハウを、実証実験の成果の公表及び国際機関等を通じた標準化等により諸外国に発信する。

また、セキュリティの確保、端末即時認識等のIPv6の機能を活用する技術や、インターネットの対象を情報家電などパソコン以外の多様な機器に拡大するための技術開発を推進するとともに、これらを活用したアプリケーションの開発に関する研究開発を推進する。

この他、情報家電を結ぶ屋内ネットワークの構築等のために電力線を用いた通信システムの活用が期待されていることから、2～30MHzを使用する電力線搬送通信設備について、2003年度中に漏えい電波の低減技術を検証するための実証実験を個別許可により認める制度を整備し、これにより、民間による電力線搬送通信技術の研究開発を促進する。

また、インターネットとデジタルテレビを組み合わせるための技術開発を促進するとともに、このような技術の有効性を実証するためのテストベッドの構築・運用等を推進する。

2. 放送のデジタル化の推進

(1) 現状と課題

放送のデジタル化を推進することにより、家庭のテレビがIT社会へのゲートウェイになり、インターネットと連携したサービス、高品質な映像・音声サービス、高齢者・障害者にやさしいサービス等、国民に多大なメリットをもたらす多様なサービスを、全家庭において身近で簡便に利用できるようになることが期待されている。また、移動体端末などの新たな情報通信端末により、地上デジタル放送と通信サービスとが連携した多様なサ

ービスを容易に利用できるようになる。また電子自治体の推進においても地域情報提供サービスの実現など地上デジタル放送の活用が期待される。

このため、家庭におけるIT革命を支える基盤となる放送のデジタル化を推進していくことは重要であり、特に、2003年12月には三大広域圏において、地上デジタル放送が開始されることから、その円滑な開始と普及を推進していくことが喫緊の課題となっている。

(2) 具体的施策

地上放送のデジタル化の推進

地上放送のデジタル化に伴うアナログ周波数変更対策を着実に実施する。

また、デジタル放送への円滑な移行のため、デジタル放送のメリット、スケジュール、視聴方法、アナログ放送の終了時期等について国民視聴者の理解と協力を得ながら、広く国民に対する周知広報を徹底する。

さらに、放送事業者のデジタル化投資の円滑化を図るため、「高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法」等による税制・金融上の支援措置を実施し、設備投資負担の軽減を図る。

また、放送のデジタル化を強力に推進するため、放送事業者、家電メーカー、販売店、地方公共団体等地上デジタル放送に関する幅広い分野のトップリーダーにより構成される「地上デジタル推進全国会議」の活動を通じて、関係者の目標等を定めた「デジタル放送推進のための行動計画」のフォローアップを推進する等、「地上デジタル推進全国会議」との連携を強化する。

BSアナログ放送からBSデジタル放送への円滑な移行

BSアナログ放送からBSデジタル放送への移行に関するスケジュール等についての周知広報を行い、BSデジタル放送への円滑な移行を推進する。

ケーブルテレビのデジタル化支援

地上デジタル放送の円滑な普及を図る上で、加入世帯数が約1,500万世帯に達したケーブルテレビにおける地上デジタル放送再送信が進むことが重要である。このため、高度有線テレビジョン放送施設整備事業として、ケーブルテレビの高度化に対する設備投資を促進するための税制・金融支援を行う。

放送のデジタル化に対応した高度放送システムの研究開発

多様で、簡便、迅速、円滑な放送サービス等を実現するための放送のデジタル化に対応した未来型放送システムの研究開発や移動中でも大容

量の情報入手が可能となる地上デジタル放送方式の高度化等の研究開発を推進する。

地方公共団体における地上デジタル放送の活用の推進

地上デジタル放送を活用した電子自治体の実現を推進するため、高度な双方向行政サービスに必要となる個人認証システムの開発・実証を実施する。

3. コンテンツの流通促進

(1) 現状と課題

知的財産立国の実現に向けてコンテンツビジネスの活性化が期待されているが、中でも整備が進むブロードバンドインフラを活用したコンテンツ流通市場の形成が重要となる。

このためには、ブロードバンド上でのコンテンツに係る著作権等権利の確実な保護や課金・認証基盤の確立、違法・悪質なコンテンツを排除していくための仕組みやルールの整備等が市場機能として必要となる。一方、現在のデジタル技術の発展、ブロードバンドの普及は、個人・NPO等のアマチュア・ノンビジネス層が映像等の大容量コンテンツを制作・配信することを可能としている。この結果、違法コピーの氾濫が既存コンテンツ業界に悪影響を及ぼしているとの指摘もあるが、適切な方向付けにより、我が国のコンテンツの多様化・多元化や制作者（＝利用者）によるメディア・リテラシーの涵養、コンテンツの制作・流通への参加を通じた地域コミュニティの醸成や社会活動の活発化等社会の発展に大きく貢献することが期待される。

また、昨今のデジタル化、ネットワーク化は、広範囲で知識・文化を共有したり、実物をそのままの形で後世に継承することなどを容易にし、情報の蓄積・保存、流通の領域で新たな可能性を提示している。デジタルアーカイブは、知識・文化をデジタル資産化して保存・継承し、さらに新しい創造を進める、いわばデジタル時代のインフラである。今後は、あらゆる情報をデジタル資産化し、デジタルアーカイブを通じたコンテンツの「創造 蓄積・保存 利活用 さらなる創造」のサイクルにより、「知識・文化の拡大再創造」を進めていくことが、我が国の知的財産戦略上も重要である。

さらに、インターネット時代の人類の知的生産物であるWebページについては、貴重な資産であるものの、出版物と異なり保存・継承する仕組みが社会的に確立しておらず、更新等により極めて短時間で消失している。これを保存していこうとする取組が世界的に開始されており、今後、技術

共通化を図っていくことで、我が国でも多くの主体の参加により体系的・統一的に収集保存されていくことが期待される。

(2) 具体的施策

コンテンツの制作・流通市場形成のための環境整備

a. ブロードバンド・コンテンツの制作・流通の促進

放送コンテンツをはじめとするブロードバンド・コンテンツの制作・流通を促進するため、著作権の処理を円滑化する著作権クリアランスシステム、多様な視聴や高度な権利保護、WDMによる大容量映像コンテンツの配信を実現する技術の開発・実証等を実施する。

b. 「コンテンツ安心マーク」(仮称)の策定

コンテンツの利用者が安全なコンテンツを容易に選択できるようにするための「コンテンツ安心マーク」(仮称)の策定に関する調査研究等を実施する。

c. モバイルフィルタリング技術開発

児童をインターネット上の有害コンテンツから保護するため、モバイル端末ごとにフィルタリング機能を設定することができる技術を開発し、フィルタリングソフトの普及を図る。

デジタル資産の高度な活用による文化創造

a. アーカイブ・コンテンツのネットワーク利活用の促進

既に、アーカイブ化されている美術品・博物品等のコンテンツのネットワーク利活用を進めるため、アーカイブ・コンテンツの安全・円滑な流通を可能とする技術の開発・実証を実施し、「文化遺産オンライン構想」等の一層の推進に資する。

b. Web情報のアーカイブ化の促進

デジタル時代の知識・文化が結集する一方、日々消失するWeb情報のアーカイブ化・利活用を促進するための技術・基盤の構築・実証を実施する。

c. コンテンツ・フリーマートの実証

FTTHなどの双方向高速ネットワークの普及に対応して、個人と個人が大容量コンテンツを、その権利を管理・保護しつつ安全・確実に交換し合うための基盤の構築、技術等の実証を実施する。

d. 地域におけるデジタルコンテンツの制作・流通促進

地域の文化やコミュニティ活動等に関するコンテンツの制作・流通等における事業者連携や住民参加といった先導的な事例について、その取組の有効性の検証やノウハウの普及等を実施する。

4. セキュリティ戦略の総合的推進

(1) 現状と課題

ネットワークのブロードバンド化の進展を背景に、インターネットは社会経済活動に深く広く浸透し、あらゆる企業・個人等の活動を支える基盤となっており、その意義は今後も加速度的に拡大することが予想される。また最近では、2003年1月25日から26日にかけて韓国で発生したワームを原因とする大規模なインターネット障害などが記憶に新しく、また、昨今の国際情勢の展開から懸念されるサイバーテロなど、新しい不安に対し、迅速に状況を把握し、的確に対応することが、安全保障の観点からも一層求められているところである。

このため、現代社会においては、情報のセキュリティを確保し、国民利用者が安心して利用できる環境を実現することが極めて重要な課題となっている。

(2) 具体的施策

ネットワークセキュリティ基盤技術の形成

あらゆる脅威等に対応した情報セキュリティに関する基盤技術の研究開発や、安心してネットワークサービスの利用や提供ができるよう、高度な本人確認機能を有するネットワーク基盤構築のための研究開発や、タイムスタンプ・プラットフォーム技術等、情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保に必要となる研究開発を推進する。また、コンピュータウィルス等を収集・動態保存したデータベースとその研究のための模擬ネットワークによるテストベッドを構築することにより、迅速なウィルス対策を行える研究開発環境を整備する。

通信事業者における情報セキュリティ対策実施の推進

セキュリティ侵害事案に関する対処に関して通信業界内で連携することを目的に、インターネットサービスプロバイダーを主たる会員として、平成14年7月に「Telecom-ISAC Japan」が設立され、平成15年3月よりサービスを開始している。今後、「Telecom-ISAC Japan」と政府機関等との緊急時対応・連絡体制の強化、内外の関係機関及び研究機関との連携推進を図っていく。

情報セキュリティに関する周知・啓発活動の推進

無線LANをはじめとする情報通信ネットワークのセキュリティに関する利用動向、技術動向等を基に、国民一般に向けた情報セキュリティに関する周知・啓発活動を一層推進する。

セキュリティ人材の育成

情報通信ネットワーク・システムへの不正アクセスなどのセキュリティ侵害に対する実践的な対処法や復旧の方法などを習得するための研修施設の開設を支援することにより、セキュリティ人材の育成を図る。

国際的調和のとれたサイバー犯罪対策の推進

サイバー犯罪に関する世界初の包括的な国際条約である「サイバー犯罪に関する条約（仮称）」の締結に向け、同条約に規定する違法な傍受等に関し必要な法整備を行なう。

5. ワイヤレスブロードバンド環境の構築

(1) 現状と課題

ワイヤレスブロードバンド環境の構築は、ユビキタスネットワーク社会の実現のために不可欠であり、普及が急速に進んでいる無線LANに加え、第4世代移動通信システムやITS（高度道路交通システム）など新たな電波利用システムの開発・導入の促進が期待されている。

このため、これらの新たな電波利用システムの技術開発を推進し、必要となる周波数を確保するとともに、電波の迅速な再配分等を通じて電波を活用した民間の自由な事業展開を推進することが重要な課題となっている。

(2) 具体的施策

電波利用の将来を中長期的に展望し、今後推進すべき政策を取りまとめた電波政策ビジョン（2003年7月情報通信審議会答申）に基づき、以下の施策を実施する。

無線LAN等による高速ネットワーク実現に向けた電波の有効利用の推進

a. 電波開放戦略（広帯域周波数の開放と自由な事業展開の推進）

) 周波数再編方針の策定

今後大幅な周波数を確保すべき電波利用システムの円滑な導入に向け、周波数の再編方針を定める。これに基づき周波数割当計画を段階的に改定するとともに、以下の再配分を実施する。

) 電波の迅速な再配分の実施

屋外無線LAN等が使用する周波数を早期に確保するため、4.9～5.0GHz帯について、2005年中に関東・東海・近畿圏で屋外無線LANが使用できるよう再配分を実施する。また、電波の迅速な再配分を実施したことにより、既存の電波利用者に経済的な損失が発生した場合に対応するための給付金制度の整備を図る。

) 電波登録制度の導入

高出力の屋外無線LAN等について、現行の事前チェック型の免許制に代えて事後チェック型の登録制を導入する。

b. ユビキタス時代における新たな電波利用料制度の構築

電波利用の一層の進展に的確に対応するため、電波利用料の性格、負担の方法等について、基本的な考え方を取りまとめた上で、抜本的な見直しの検討を進める。

次世代モバイルシステムの開発

a. 第4世代移動通信システム実現のための研究開発

最先端の高速無線インターネット環境やシームレスな通信サービスが可能な第4世代移動通信システムを実現するため、要素技術である超広帯域移動通信伝送技術及びソフトウェア無線技術の研究開発を行う。

b. ITSの研究開発

交通事故、渋滞、環境問題等の諸課題の解決に資するため、道路、交通、車両分野の情報化を図るITSの早期実現に向けて研究開発を実施する。特に、高速移動する自動車において様々な大容量の情報を、無線ネットワークを通じて円滑に提供・享受できる技術の研究開発を早期に行い、2005年までにITSにおける高速インターネットの実現を目指す。

また、DSRC(狭域通信)システムについて、地域ITS情報通信モデルシステムを基に、ITSの利活用を推進する。

さらに、ITSのグローバル化に対応するため、情報通信技術の進展・標準化動向等に関する調査研究を実施することにより、我が国のITS情報通信技術の国際展開に資する。

c. 超高速無線LANの研究開発

近年の無線LANの急速な普及に伴い、その高度化に対するユーザーのニーズが飛躍的に高まっている。このため、屋内等においてギガビットクラスの通信を可能とする超高速無線LANの基礎的・基盤的な要素技術の研究開発を推進する。

d. UWB(超広帯域無線)の技術開発

UWBは、10m程度の距離で100Mbps規模の高速通信を可能とするほか、高精度な測位等を可能とするものであり、オフィスや家庭内における様々な機器を結ぶネットワークにおいて、近距離で無線による動画像や大容量データ伝送を可能とする技術として期待されている。しかし、数GHz幅以上の非常に広い周波数帯域にわたって

電力を放射するため、その導入に当たっては、UWBが発射する電波の周波数帯域の中で電波を使用している各種無線システムとの間で周波数共用条件等を検討する必要がある。

このため、情報通信審議会において、周波数共用条件等の技術的条件を検討し、2003年度末を目途に答申を得る予定であり、その技術的基準を基に、所要の制度整備を実施する。

e. モバイル環境におけるIP電話利用の高度化のための研究開発

IP電話が急速に普及する中、IP技術はモバイル（移動体）通信の分野にも浸透してきており、モバイル環境においてIP電話による緊急通報を含む重要通信の確保を実現することの必要性が急速に高まっている。

このため、モバイル環境におけるIP電話利用について、移動体端末を含む様々な端末からのそれぞれの伝送方式に適した優先接続、品質保証等を可能とする技術や、モバイル環境において、重要通信を確保しながら、品質の抑制等によりその他の通信を可能とする技術を中心に研究開発を行う。

電波の人体・電子機器等に及ぼす影響に関する技術開発・調査等

電波利用環境の拡大に伴い、電波による健康影響への懸念及び電波が医療機器等の電子機器に誤操作を引き起こす可能性があるのではないかと懸念が提起されており、無線設備の様々な影響について詳細に検討・調査することにより、安全で安心な電波利用環境の整備を図る。

6. 国際的取り組みの強化

(1) 現状と課題

今後、開発途上国等におけるデジタル・ディバイドの解消を図り、アジアの全ての人々が情報通信技術の恩恵を享受し、我が国を含めたアジアの社会・経済・文化の更なる発展等を図っていくため、アジアの多様性にも配慮しながらブロードバンドの普及と利活用を一層進めていくことが課題となっている。

また、世界情報社会サミット（WSIS）が、本年12月10日から12日までの3日間、国連主催によりスイスのジュネーブにおいて開催される。国連主催による情報通信関係のサミットは今回が初めてであることから、総務省としても、積極的な貢献を行っていくことが求められている。

(2) 具体的施策

「アジア・ブロードバンド計画」の着実な推進

「アジア・ブロードバンド計画」に基づき、2010年を目標年次とする7つの目標の実現に向けて、ブロードバンドに係るネットワーク・インフラの整備のための施策、ブロードバンド普及のための関連施策のそれぞれを、2005年度までに重点的に講じていく。

a. ブロードバンドに係るネットワーク・インフラ整備のための施策

アジア各国のすべての人が今後ブロードバンドへ低廉なコストでアクセスできるようにするためには、これを可能とするネットワーク・インフラを整備することが必要である。このため、開発途上国等のネットワーク・インフラ整備の支援、アジア域内の国際ネットワーク・インフラの整備の推進、アジアに適したネットワーク技術の開発実用化、研究開発・標準化の推進、人材育成・人材交流の推進を図ることとし、特に以下の取組を重点的に実施する。

) アジア・ブロードバンド衛星基盤技術の研究開発

アジア地域内のブロードバンドネットワークの形成に向け、IPv6対応のブロードバンド衛星基盤技術（大規模マルチキャスト技術、動的帯域割当・管理技術）を研究開発し、アジア諸国の研究機関等と実証実験・評価を実施する。

) 国際情報通信拠点（ハブ）形成のための高度IT共同実験

シンガポール及び中国と日本の産官学が参加し、関係国が共同して、国際電子商取引及び多言語対応の実証実験、IPv6の普及・促進の施策を実施する。

b. ブロードバンド普及のための関連施策

アジアにおけるブロードバンドの普及を進めるため、ネットワーク・セキュリティの確保やIPv6の普及推進への協力などの共通の基盤の整備、ブロードバンドを活用したアプリケーションの推進、デジタル・コンテンツの流通促進、国家戦略、政策・制度の整備等への支援等、開発途上国に対する支援を図る。

世界情報社会サミット（WSIS）への貢献

世界情報社会サミットにおいて採択予定の宣言・行動計画に対する貢献を行うとともに、関連イベントへの参加を通じて我が国の情報通信技術を各国にアピールする。

「沖縄国際情報特区構想」の推進

沖縄県において、地元からの自律的・内発的な情報通信関連産業の発展・振興を促進するため、情報通信関連ベンチャー企業の起業や地元の既存情報通信関連産業の発展のための環境整備の在り方などについて、

インフラ整備や人材確保、各種支援制度などの具体的な方策を検討する。

7. 電子政府・電子自治体の推進

(1) 現状と課題

電子政府については、その中心である行政手続のオンライン化のための基盤整備が2003年度末までにほぼ完了する。今後は、整備された基盤を活用し、国民の利便性・サービスの向上を図るとともに、IT化に対応した業務改革に重点的に取り組むことが課題となっている。

電子自治体については、現在、「電子政府電子自治体推進プログラム」に基づいた基盤整備を行っているところであり、この基盤整備は概ね2003年度中に完了する予定である。

基盤整備の完了後は、行政手続のオンライン化のため、整備された基盤を活用し、国民の利便性・サービスの向上を図るよう促すとともに、各地方公共団体の業務改革の推進にも必要な支援を行うこととしている。

政府が保有する統計情報については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」において、経済活性化戦略のひとつとして、「総務省が中心となって、政府が保有する統計情報をインターネット上で高度に利活用できる仕組みを構築する」こととされた。これにより、地域経済の活性化やビジネス支援に資することが期待されている。

消防防災分野の情報化については、消防防災情報通信ネットワークの高度化・高機能化を図ること、国、地方公共団体、住民間での防災情報の共有化に向けたシステムの開発を推進すること、IT革命に対応した緊急通報等のあり方について検討することなどが課題となっている。

公共分野のIT技術開発については、全国的に散在するデータの円滑な検索・利用を実現するP2P技術を活用しつつ、高いセキュリティ水準と大量のデータ伝送・蓄積技術等が要求される各公共分野の情報特性に応じた、P2P型公共分野高度情報流通技術の確立が期待されている。しかし、現在のP2P技術をそのまま公共分野の情報流通へ適用するのはセキュリティ・品質面の問題等が存在し、その解消のための研究開発の推進が課題となっている。

(2) 具体的施策

電子政府の構築

「電子政府構築計画(2003年7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、利用者本位の、効率的で簡素な政府の実現に向けた取組を推進する。

a . 利用者本位の行政サービスの提供

国民が安心して、安全に、24時間365日いつでも必要な情報を容易に入手し、インターネット上の一つの窓口で充実したサービスを受けられるようにする。このため、総合的なワンストップサービスの実現、電子政府利用支援センター（仮称）の整備、行政機関等個人情報保護法の施行に向けた取組と厳格な運用など、政府全体としての取組を推進する。

b . 効率的で簡素な政府の実現

業務を抜本的に見直し、人事・給与等各府省に共通する業務における共通システムの利用、定型的業務の外部委託などにより、業務・システムを効率化・合理化する。このため、各府省における業務・システムの最適化計画の2005年度末までのできる限り早期の策定を推進する。

c . 政府調達の契約の電子化

国内外の動向及び政府調達手続きの契約の現状を踏まえ、政府調達（公共事業を除く）における契約の電子化のあり方について検討するため、学識経験者・ITベンダー等からなる調査研究を行う。

d . 総合無線局監理システムの最適化

総合無線局監理システムについて、「レガシーシステム見直しのための行動計画（アクション・プログラム）」に基づき、平成17年度当初の運用開始を目指し、新システムの開発を行う。

電子自治体の推進

a . 行政手続のオンライン化に向けた基盤整備

行政手続のオンライン化に向けた基盤整備として総合行政ネットワーク（LGWAN）、住民基本台帳ネットワーク及び公的個人認証サービスの整備が挙げられる。

LGWANは、地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークである。このネットワークは、地方公共団体間及び国＝地方公共団体間における安全確実な電子文書の交換や情報共有、多様な業務システムの共同利用等を可能とするものであり、2003年度中に全国の地方公共団体が参加することとなっている。

住民基本台帳ネットワークは、地方公共団体共同のシステムとして、住民基本台帳のネットワーク化を図り、このネットワークを使用した本人確認情報による全国共通の本人確認を可能とするものである。平成15年8月の第2次活動によって住民票の写しの広域交付、転入転出手続の簡素化等のサービスが始まり、より住民の利便

性の向上が図られる。

公的個人認証サービスは、申請・届出等をオンライン化する際に、申請者が発信した文書等が真に当該申請者によってなされたものかどうかを確認するサービスであり、2003年度中のシステム構築・稼働が予定されている。

b. 行政手続のオンライン化の推進

地方公共団体は住民に身近な行政機関であり、実際に住民が手続を行なう場所である。総務省としては、住民が行政手続をオンラインで行うことが可能となるよう地方公共団体の取組に対して必要に応じた支援を行うこととしている。

c. 共同アウトソーシング・電子自治体推進戦略

共同アウトソーシング・電子自治体推進戦略とは、申請・届出等行政手続のオンライン化をはじめとする電子自治体の実現のため、複数の地方公共団体の業務を標準化・共同化した上で、民間企業のノウハウ・システム等を導入し、それを有効活用することにより、住民サービスの向上、地方公共団体の業務改革、IT関連地場産業の振興などを実現し、効率的な地方公共団体の実現と地域経済の活性化を図る施策である。総務省としては、平成16年度の本格稼働に向け地方公共団体に対して必要な支援措置を行うこととしている。

d. 情報セキュリティ対策

行政手続のオンライン化を安全・快適に進めていくためには、情報セキュリティ対策が重要な課題である。総務省では、各地方公共団体に対し、情報セキュリティ対策の行動原則としての情報セキュリティポリシーの策定及び個人情報保護条例の制定・見直しを行うよう引き続き要請していくこととしている。

また、電子自治体を支える職員の教育・研修を推進するとともに、情報セキュリティ対策の中核を担う人材の研修を強化していく。

e. 地方公共団体におけるハード・ソフト整備の支援

電子自治体の基盤となる地域公共ネットワークの全国整備を図るとともに、地域公共ネットワークを活用して利便性の高いシステムを構築するためのソフト開発等に取り組む市町村等を支援する。特にASP・アウトソーシング方式によるシステム開発等に取り組む連携主体を支援することにより条件不利地域等における電子自治体の円滑な推進を支援する。

地域経済活性化等のための統計情報提供の充実

政府の統計情報の提供については、各府省の協力を得つつ、政府全体

にわたる様々な統計データへのガイド機能・分析機能などを提供する「統計データ・ポータルサイト」及びGIS（地理情報システム）により地図と統計データを結びつけた地域データを提供する「統計GISプラザ」を15年度において立ち上げ、その後、拡充を図っていくこととしている。さらに、その一環として、都道府県別・市区町村別の統計データ・指標を体系的に整備し、コミュニティ特性の分析を可能とする「コミュニティ・プロフィールNavi」を構築し、地域経済活性化やビジネス支援を図る。

消防防災分野の情報化

a．消防防災情報通信ネットワークの高度化・高機能化

音声だけでなく、画像やデータ伝送を活用した救援活動や住民への情報伝達を可能とするため、消防救急無線や市町村防災行政無線（同報系）のデジタル化を推進する。

また、映像のデジタル化・多チャンネル化、高速データ伝送等が可能となる地域衛星通信ネットワークの第二世代化に対応し、消防庁及び消防大学の地球局設備の改修を行うとともに、各地方公共団体において第二世代化が早期に実現されるよう、財団法人自治体衛星通信機構、地方公共団体と連携の上、有効な推進方策を検討する。

b．国、地方公共団体、住民間での防災情報の共有化に向けたシステムの開発

それぞれの地域特性により各都道府県のシステムが独自の仕様であるため、国及び都道府県間の情報共有がなされていない状況にある。このため、消防庁と都道府県相互の防災情報システムの接続を進め、各都道府県の災害情報等を収集、共有できるシステムを構築し、広域消防応援の初動体制の迅速化、隣接都道府県との情報共有による効率的な応援活動を推進する。

c．IT革命に対応した緊急通報等のあり方検討

聴覚障害者や言語障害者が119番などの緊急通報を行う場合、FAXで通報したり、身振りや筆談で他の人に通報を依頼するなどの困難が伴っているのが現状であり、近年、普及がすすんでいる携帯電話メール等の利用は有効な手段である。しかしながら、簡易に通報内容や位置情報を入力できるインターフェースの開発や、消防本部の受信システムの整備などの課題解決が必要である。このため、インターネットや移動体通信などのIT技術を活用し、聴覚障害者及び高齢者等の災害弱者に対応した119番通報のあり方について、

検討を行う。

公共分野のIT技術開発

セキュリティや品質面の問題を解決したP2P型公共分野高度情報流通を実現するための技術開発を推進する。

8. その他の重要事項

8-1. 研究開発の推進

(1) 現状と課題

我が国の情報通信分野の研究開発は、国際的にも優れた技術を生み出ししており、グローバル化する国際市場においても競争力を有している。今後も、情報通信分野の技術で世界をリードしていくことが我が国にとって重要である。

このため、特に、我が国が優位とされる光、モバイル、ユビキタスネットワーク、ロボット等の分野に重点化して研究開発を推進することに加え、次世代へのブレイクスルーに繋がる基礎研究や他分野との融合領域についても研究開発を推進することが重要である。

また、我が国発の技術の世界市場への普及、国際競争力の確保のために、研究開発成果の標準化を推進することが重要である。

(2) 具体的施策

ネットワーク・ロボット技術等のヒューマンインターフェース技術の研究開発

高齢化・医療介護等の様々な社会的課題への対応として、人と人、人とネットワーク等を結びつけるインターフェースとして重要な役割を担うことが期待されるネットワーク・ロボット技術の研究開発など、複雑な操作やストレスなしに、誰もが安心して安全に情報通信社会の恩恵を受けることができるようにするためのネットワーク・ヒューマン・インターフェース技術について研究開発を実施する。

ブレイクスルーのための基礎・融合研究開発

次世代の高度情報通信ネットワークへのブレイクスルーに繋がる基礎・融合研究開発として、極めて高い安全性を保障する暗号通信や光通信を超える超高速通信を実現する可能性がある量子情報通信技術の研究開発を実施する。また、ナノ技術やバイオ技術の優れた特性を活かした超高機能ネットワーク実現に向けた研究開発を実施する。

戦略的情報通信研究開発推進制度（競争的資金）の推進

研究開発力の向上及び競争的な研究開発環境の形成による研究者のレ

ベルアップを図るため、戦略的な重点課題を克服し得る独創性・新規性に富む研究開発を、研究課題を公募する方式により実施する。

光大容量衛星間通信システムの研究開発

2009年度の打上げを目指し、光又はミリ波を用いた大容量データ中継技術等を実証するための次世代大容量データ中継技術等プラットフォームを開発する。

標準化活動の推進

研究開発プロジェクト等において、研究開発、知的財産権取得、標準化の一体的な推進を図るとともに、我が国発の技術の世界市場への普及を促進するため、国際標準の開発・提案等を推進する。

8 - 2. 宇宙通信・測位基盤の高度化推進

(1) 現状と課題

第4世代移動通信システムや超高速インターネット衛星の実用化が見込まれる2010年代初頭には、あらゆる場所でブロードバンド通信や高精度測位が可能な環境の実現が期待されているところである。また、現在、衛星通信に広く利用されている静止軌道には数多くの衛星が打ち上げられ、衛星通信需要の高まりとともに、近い将来、軌道が逼迫することが懸念されている。

(2) 具体的施策

静止軌道を約45度傾けた軌道に、3機の衛星を軌道面を120度ずつずらして配置することにより、常に1つの衛星が日本の天頂付近に滞留し、ビル陰等に影響されない高品質の通信・測位サービスの提供を可能とする準天頂衛星システムの実現に必要な技術の研究開発を実施する。また、ITUにおける周波数や軌道位置の確保に取り組むとともに、長楕円軌道を使用する衛星システムと静止衛星ネットワークとの周波数共用基準が速やかに勧告化されるように対処する。

8 - 3. ネットワーク環境の整備促進

(1) 現状と課題

「e-Japan戦略」でも謳われているとおり、近年の取組みによってインフラ面での整備は着実に進んできているところであるが、今後、(同戦略で掲げる「医療」「食」「生活」「中小企業金融」「知」「就労・労働」「行政サービス」といった)国民生活や社会経済活動のあらゆる分野でITを利活用したアプリケーションが更に高度化・多様化していくことが想

定される中で、インフラ・サービスを提供する電気通信事業者にとっては、こうした高度化・多様化する利用者ニーズに対応するため、これまで以上に柔軟に事業展開・サービス提供を行うことが必要となってくると考えられる。

また、国民利用者が地理的格差なくどこにおいてもIT利用をできる環境が整うことが重要であることから、条件不利地域等における光ファイバネットワークの全国的な整備の促進等に取り組むことが重要である。なお、ネットワークを早期に広域に構築していくうえでは、光ファイバと無線(光無線を含む)との組み合わせも視野に入れて推進していくことが望ましい。

(2) 具体的施策

事業者のより柔軟な事業活動を可能とする競争環境の整備

電気通信事業者の柔軟かつ多様な事業展開・サービス提供を可能とするため、第一種電気通信事業及び第二種電気通信事業の事業区分を廃止する等規制の合理化を講じた「改正電気通信事業法」が本年7月に成立しており、同法の着実な実施、電気通信市場における競争状況の評価等を通じ、競争政策を推進する。

ネットワークの整備促進

a. 地域公共ネットワークの全国整備

2005年度までの全国整備を目指し学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に取り組む地方公共団体等を支援する。特に、地域公共ネットワークの全国整備の加速等を図るため、CATVへの開放を前提とする整備を可能とする。また、無線の活用など今後の効率的な地域公共ネットワーク整備に資する新たなIT技術を用いた地域公共ネットワークの整備に資するモデルの構築及びその実証を行う。

b. 加入者系光ファイバ網の整備

過疎地域等の地方公共団体がモデル事業として、地域公共ネットワークを活用しつつ加入者系光ファイバ網を整備する際に、所要経費の一部を補助する。

c. 新世代地域ケーブルテレビ施設の整備

地域に密着した映像情報の提供又は双方向機能を活用したインターネット接続サービス等高度なアプリケーションを提供するケーブルテレビ施設を整備する際、所要経費の一部を補助する。

d. 移動通信用鉄塔施設の整備

地域間の情報通信格差の是正を図るため、過疎地域等において市町

村が移動通信用鉄塔施設を整備する場合に国がその設置を支援すること等を通じ、2005年度までの可能な限り早い時期に過疎地域等において新たに10万人を携帯電話が利用可能な状態とすることを目指す。

関連技術開発の推進

レーザー光を空間伝搬させることで大容量の無線通信を可能にする光無線について、光/電気変換をおこなわず光ファイバと接続する「フル光接続」を実現するための研究開発を推進する。空間伝搬されたレーザー光は大気の影響で揺らぎが生じることから、「フル光接続」実現のためには、その揺らぎを極めて高度に調整して光ファイバへ導光することが必要であり、これを可能にするための技術開発及びフィールド実験を通じた上記技術の有効性の検証を行う。

8 - 4 . I Tベンチャーの創出

(1) 現状と課題

我が国経済の活力を維持していくためには、新規事業の創出による経済活性化が不可欠であり、とりわけ、今後の成長が期待されるIT分野における新規事業の創出の促進が、我が国経済の再生及び雇用創出の牽引力になるものとして期待されている。株式時価総額50位までのITベンチャーから成長した企業を見ると、米国の5社（マイクロソフト、インテル、シスコシステムズ、デルコンピューター、オラクル）に対し、日本はヤフーのみであるなど、我が国においては、グローバルな規模で大きな成功をおさめている事例が少ない。OECDの統計によると、日本のITベンチャーに対するベンチャーキャピタルの投資額は米国の約60分の1に過ぎず、ITベンチャーの成長プロセスにおけるファイナンスギャップ、いわゆる「死の谷」の克服がITベンチャー創出に向けた最大の課題となっている。その中でも、米国のデルコンピューターやオラクルなどは創業期に政府調達を活用すること等によって「死の谷」を克服し、企業成長を果たしていることから、我が国においても、ITベンチャー創出に向けた政府調達の活用が課題となっている。

(2) 具体的施策

資金調達環境の整備

創業後間もないITベンチャーに対し官民協調による重点的な資金供給を実施すると共に、現行のITベンチャーに対する助成制度の充実を実施する。

政府調達拡大

技術力があると認められるITベンチャーに対する政府調達の拡大や独立行政法人、地方公共団体に対し、技術力のあるITベンチャーの入札機会の拡大等について働きかけ等を行う。

その他ITベンチャーの知的財産活用の支援や、ITベンチャーに対するリスクマネー供給を促進するため、個人(エンジェル)、ベンチャーキャピタル等に対する税制支援を実施する。

8 - 5 . 人材育成

(1) 現状と課題

社会経済のIT化が急速に進む中、ITに関する専門的な知識及び技能を有する人材や、情報セキュリティに関する知識及び技術を有する人材が不足している。このため、これらの人材の育成を図るための研修を充実させることが課題となっている。専門的な人材の育成を支援することにより、新たな雇用機会を創出することが可能になることが期待されている。

このほか、テレワーク・SOHOは、女性・高齢者等の社会参画による活力ある社会の実現、地域社会の活性化、地球温暖化への対応、大都市圏での長時間通勤の解消などに貢献するとともに、就業と家事・育児・介護の両立を可能とし、労働生産性の向上、個々人の能力やライフスタイルに対応した柔軟で多様な就労形態を実現するものとして、期待されている。

(2) 具体的施策

人材育成

近年、急速に高度化が進む情報通信分野の専門的な知識及び技能を有する人材を育成するため、情報通信人材研修事業を実施する者に対し、必要な経費の一部を支援する。

また、情報セキュリティ全般に関する十分な知識・技能を有する専門家を育成するため、情報通信ネットワーク・システムに対する不正アクセスなどのセキュリティ侵害に関する実践的な対処法を習得するための施設の開設を支援する。

テレワーク・SOHOの推進

テレワーク・SOHOを推進するため、テレワーク・SOHOの就労環境等の実態を把握する。また、テレワーク・SOHOを導入する際に必要とされるセキュリティ環境についてガイドライン等を作成する。

また、企業がテレワークを導入する際の障壁となる情報通信面での阻害要因を分析し、その成果を踏まえて企業によるセキュリティの高いテ

レワーク環境の導入を支援するためのガイドライン等を整備する。

さらに、シンポジウム等を開催して、作成したガイドライン等の普及啓発活動を実施する。

8 - 6 . 情報バリアフリー化の推進

(1) 現状と課題

我が国のIT化が本格的な利活用の段階へとシフトする中、高齢者や障害者のIT利活用のための環境整備を進めることは、高齢者・障害者の自立や社会参加を可能とする観点からも、従来にも増して、重要な課題となっている。

このため、高齢者・障害者が使いやすい情報通信機器、サービスの開発・普及を促進するとともに、高齢者・障害者のIT利活用能力の向上に必要な支援を行う必要がある。

特に障害者については、障害者のIT利用を支援する技術を持った者による機器の選定・調整を含めた利用環境のコーディネート、トラブル時の対応等の支援が必要であることなどから、高齢者・障害者のIT利活用能力向上のための総合的な支援体制の整備を行うことが重要と考えられる。

(2) 具体的施策

地域における高齢者・障害者のIT利用を総合的にサポートする体制の整備

障害者のIT利活用につき、体験から導入・継続、活用による社会参加まで、複数の事業を組み合わせたモデル事業を地方公共団体、ボランティア、福祉関係者、民間企業等が連携して実施することにより、地域の障害者のIT利用のトータルサポートのあり方を検討し、サポートモデルを確立する。また、高齢者・障害者向け情報通信利用装置等を設置した施設を整備する地方公共団体等に対し、その整備に必要な経費の一部を補助する。

高齢者・障害者向け通信・放送サービスの充実等

高齢者や障害者が容易に利用できる情報通信関連機器・システムやサービスの開発等を実施する民間企業への助成や、字幕番組、解説番組及び手話番組の制作費に対する支援を行う。

8 - 7 . 消費者支援の推進

(1) 現状と課題

新たな電気通信サービスの複雑化・多様化により、消費者がサービスの

内容を十分に理解できないまま契約を締結してしまい、後で電気通信事業者との間でトラブルになるケースや、迷惑メールなどの電気通信を悪用するケースが多くなっており、総務省に寄せられる苦情も増加しているところである。

このため、消費者向けの情報提供の推進をはじめとする消費者支援策を積極的に推進することが重要な課題となっている。

その一環として、第156回国会において「電気通信事業法」の一部が改正され、電気通信サービスの利用者の保護ルールとして、電気通信サービスの契約締結に際し、提供条件等重要事項の説明義務や利用者からの苦情等に対して適切に処理する義務の規定が盛り込まれたところである。

また、「個人情報の保護に関する法律」が制定され、公布された（平成15年5月30日）ところである。政府としては、本法律の公布の日から2年以内の全面施行に向けて、関係施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、平成15年6月に個人情報保護関係省庁連絡会議を設置し、基本方針を作成するなどの施策を推進することとなっている。

電気通信事業分野においては、電子化された情報がネットワークを介して大量かつ迅速に処理される一方で、個人情報の漏えいなどの事例も発生しており、個人情報の保護の必要性が一層高まってきている。また、ネットワーク社会における電子商取引の発展等を促進するためにも、情報の自由な流通は不可欠であり、利用面の有用性に配慮した個人情報保護の在り方が求められているところである。

（2）具体的施策

消費者向けの情報提供とトラブル解決のための仕組みの充実

消費者からの苦情・相談等のデータベースの整備を図り、これを基に、消費者トラブルに関する情報を総務省のホームページ等を通じて情報提供するなど、消費者向け情報提供の推進を図る。また、関係行政機関、電気通信事業者、消費者関連機関等による連絡会を開催して、さらに必要な消費者支援策を検討する。

消費者保護のためのルール整備の促進

電気通信サービス契約時の利用者への説明義務・利用者からの苦情等への適切処理義務を定めるほか、消費者がサービス広告から自分のニーズに合った電気通信サービスを選択することができるよう、広告表示の自主基準の策定を図る。また、迷惑メールにかかる苦情相談体制の充実や法律の適切な運用に向けた所要の施策を講ずる。

電気通信事業分野におけるプライバシー保護

電気通信事業分野における個人情報の適正な取扱いが担保されるよう、
法制上の措置その他必要な措置について総合的な検討を行う。